

市県民税、所得税の申告が始まります



今年も市県民税、所得税の申告時期となりました。必要書類などの準備はお済みでしょうか。申告書はご自身で記入し、提出してください。市県民税の申告期限、所得税の申告・納付期限は3月15日(水)です。

市県民税の申告書(オレンジ色の封筒の人)は市役所または地区市民センターなどへ

市県民税の申告会場と日時

会場	期 日	時 間	会場	期 日	時 間		
市役所 (2階 市民税課)	3月8日(水)～15日(水) (土・日曜日は除く)	9:00～16:00	地区市民センター	桜	2月8日(水)・9日(木)	9:00～14:30	
地区市民センター	富洲原	2月20日(月)・21日(火)		三重	3月9日(木)・10日(金)		
	富田	3月2日(木)・3日(金)		県	2月13日(月)		
	羽津	2月28日(火)・3月1日(水)		八郷	3月1日(水)・2日(木)		
	常磐	2月10日(金)		下野	2月6日(月)・7日(火)		
	日永	2月22日(水)・23日(木)		大矢知	2月23日(木)・24日(金)		
	四郷	3月7日(火)・8日(水)		河原田	3月3日(金)		
	内部	2月14日(火)・15日(水)		水沢	3月13日(月)		
	塩浜	2月9日(木)		海蔵	2月24日(金)		
	小山田	3月6日(月)		橋北	2月13日(月)		
	川島	2月27日(月)・28日(火)		楠	2月21日(火)・22日(水)		
	神前	2月16日(木)		保々	2月16日(木)		
	人権プラザ神前 (児童集会所ホール)	2月15日(水)		人権プラザ小牧 (児童集会所)	2月17日(金)		

※市役所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください

申告書は郵送などで提出できます

申告書は「市民税・県民税の手引き」を参考にして正確に記入してください。作成した申告書は、郵送か地区市民センター経由で提出することができます。提出の際は必要書類(裏面参照)を必ず添付してください。なお、添付していただいた必要書類の返送を希望される人は、返信用封筒を同封してください。

四日市税務署からのお知らせ ～申告書は国税庁ホームページで作成できます～

▼ 作成コーナー (トップ画面)

① ご利用案内 ② ご利用になれない方 ③ e-Tax送信

クリックで作成開始

申告書・決算書 収支内訳書等 作成開始

途中で保存したデータを読み込み再開! 作成再開

過去の年分のデータを利用して作成! 過去の年分のデータ利用

こんなメリットがあります

- ① 申告会場(じばさん三重)に出向く必要がありません
- ② いつでも利用可能です
- ③ 自動で計算できます
- ④ 前年データが利用できます

国税庁ホームページ 作成コーナー で 検索

クリック

- 申告の内容についてのお問い合わせは、四日市税務署 (☎352-3141) へお願いします
- 確定申告書等作成コーナーの操作に関しては、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)にお尋ねください【受け付け】月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日および12月29日～1月3日を除きます)
- ※詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください

～ご自宅で申告書作成が困難な人は～

確定申告会場は、「じばさん三重」6階(安島一丁目3-18)です。
 【開設期間】2月16日(木)～3月15日(水) 9:00～17:00 (土・日曜日は除く) (受付終了時間16:00)
 ※この期間は四日市税務署内には確定申告会場を設けません ※じばさん三重へのお問い合わせは、ご遠慮ください
 ※無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください

申告書は自分で書いて提出しましょう



申告会場はたいへん混みます。昨年の申告書控えや手引きを参考に事前に自分で作成しておいてください。受付時間が短くなります。

市県民税の申告について

前年の所得に対して課税されますので、平成28年中（1～12月）の所得を申告してください。

申告が必要な人

平成29年1月1日に四日市市に住所があり、平成28年中に所得があった人。ただし、次の人は、市県民税申告書を提出する必要はありません。

1. 平成28年分の所得税の確定申告書を提出する人
2. 給与所得のみの人で、勤務先において年末調整を受けた人
3. 公的年金など（厚生年金、国民年金、共済年金、企業年金など）の所得のみの人

※ただし、年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除を受けようとする場合は、申告してください

なお、申告が必要と思われる人には、事前に申告書（オレンジ色の封筒）を送付しています。

◆申告に必要なもの◆

- (1)市県民税申告書（郵送で届いた人）
- (2)認め印
- (3)「マイナンバーカード」または「通知カード（※1）と身元確認書類（※2）」
<注意>市県民税申告書を郵送または地区市民センター経由で提出する場合は、上記の写しの添付が必要です。
 (※1) マイナンバーの記載がある「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」でも可
 (※2) 身元確認書類…運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳 など
- (4)そのほか、下記①～⑧に該当する人は、各欄に記載している書類

①事業所得（営業等・農業） 不動産所得がある人	総収入金額および必要経費の内訳を記載した市県民税申告書または収支内訳書
②報酬・配当所得がある人	それぞれの支払明細書など
③給与所得・各種年金などがある人	それぞれの源泉徴収票の原本
④社会保険料控除を受けようとする人	各種健康保険料や介護保険料、国民年金保険料などの証明書または領収書
⑤生命保険・地震保険料控除を受けようとする人	生命保険・損害保険会社などから発行された証明書
⑥配偶者特別控除を受けようとする人	配偶者に所得がある場合は、その所得を確認できるもの
⑦障害者控除を受けようとする人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、65歳以上の人で障害者に準ずるとして介護・高齢福祉課が発行した「障害者控除対象者認定書」など
⑧医療費控除を受けようとする人 平成28年中に支払った医療費の合計が総所得金額等の5%を超える場合（5%の金額が10万円を超える場合は10万円）	医療費・介護費などの領収書、補てん金（高額療養費など）がある場合はその金額が分かるもの（平成28年1月1日から12月31日までの間に支払った分） ※介護費は、一定の要件のもとに居宅サービス、施設サービスともに控除を受けられます。サービス提供事業者にお問い合わせください ※医療費の金額は、事前に合計しておいてください

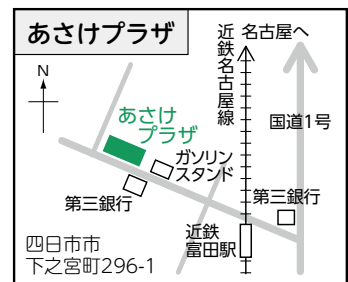
四日市税務署からのお知らせ

税理士による無料税務相談を行います

会場	日付	○印 開設日			
		2月14日	2月15日	2月16日	2月17日
あさけプラザ		火	水	木	金
		○	○	○	○

相談時間は9:30～16:00です（ただし12:00～13:00は除く）

- 受け付け（受付番号の交付）は、9時から行います
- 申告書の作成には時間を要しますので、受け付けを早めに終了することがあります
- 会場ではe-Taxによる申告相談も行っています
- 利用者識別番号、暗証番号がお分かりの場合は、番号の分かる書類をお持ちください



※駐車場が狭いため公共交通機関をご利用ください

相談の対象となる人

- ①前年分の所得金額（青色事業専従者給与および青色申告特別控除額の控除前または事業専従者控除前）が300万円以下の人
 - ②消費税課税事業者である場合には、基準期間（平成26年分）の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する人
- なお、譲渡所得・山林所得・贈与税の申告をされる人、また相談内容が複雑な人、申告書の作成に長時間を要する人は、税務署の確定申告会場をご利用ください。

～社会保障・税番号（マイナンバー）制度について～

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

税務署へご提出いただく所得税などの確定申告書については、平成29年1月から、マイナンバーの記載とともに、本人確認（番号および身元確認）書類の提示または写しの添付が必要です。

お問い合わせ

◆市県民税について…

四日市市役所市民税課 ☎354-8132 FAX354-8309
 ホームページ <http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/>
 総合サービス案内「税金・ふるさと応援寄附金」⇒業務案内「市・県民税」

◆所得税の確定申告について…

四日市税務署 ☎352-3141
 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>